

平成 16 年 6 月 16 日

会員 殿 各位

日本チェーンドラッグストア協会
事務局

「医薬品販売制度改正検討部会」開催状況について

一般用医薬品販売のあり方を検討する部会が、厚生労働省の厚生科学審議会のもとに組織され、これまでに 2 度の会議が行なわれました。

総勢 20 名の委員のうち、当協会からは、宗像事務総長が委員の委嘱を受け出席しております。会員の皆さまに、第 1 回並びに先週行なわれました第 2 回会合の概要をお伝えいたします。

厚生科学審議会 第 1 回医薬品販売制度改正検討部会

日時：平成 16 年 5 月 14 日（金） 午後 4 時～午後 6 時

場所：厚生労働省第 8 会議室

厚生科学審議会の第 1 回医薬品販売改正検討部会では、はじめに事務局より同部会が設置されるに至った経緯について報告された。同部会での検討項目は次の通りである。

- 1．医薬品のリスク等の程度に応じた区分
- 2．医薬品販売に当たっての情報提供のあり方
 - (1) 必要な情報提供の内容
 - (2) 医薬品販売に従事する者の資質とその確保
 - (3) 情報提供の手法（情報通信技術の活用）
- 3．販売後の副作用発生時等への対応
- 4．1～3 の法令上の位置づけ及びその実行の確保方策
- 5．その他（特例販売業のあり方等）

阿曾沼医薬食品局長は次の通り同部会を位置づけた。

一般用医薬品については、現在の薬事法が制定された昭和 35 年以来、一度も改正されていない。そのために、現代社会で流通している一般用医薬品と薬事法との考え方が大きく乖離している。今部会の目的は、昭和 35 年に制定された薬事法を抜本的に見直し、現代社会に対応させ、実効性のある薬事法にすることである。

阿曾沼局長は現在の一般用医薬品販売の実態について、「自分が OTC を購入するときに、薬剤師から説明を受けたことがない。現在の OTC 全てにおいて薬剤師が説明するのは実態にそぐわないと考えられる。しかし、スイッチ OTC をはじめ、薬剤師の説明を義務付けなければならない医薬品も想定される。ここでは現代社会に即して、OTC のリスクに合わせた医薬品販売のあり方を検討して頂きたい」と、自らの経験を基にして、同部会の目的について各委員のコンセンサスをとった。

今回は諸外国の一般用医薬品販売の実態と、医薬品販売に携わる販売業者および消費者等からヒアリングを行なうことになった。JACDSでは一般販売業を代表して発言者の推薦を厚生労働省から要請された。そのため薬害被害者団体、薬剤師会、および多くのマスコミ関係者等から理解、賛同を得られ、非難されないよう、ヒアリングの発言者および発言内容について慎重に審議した。その結果、小田兵馬氏（(株)小田薬局代表取締役）、石原義光氏（(株)マツモトキヨシ人事部人事2課長）を推薦し、第2回部会で行なわれるヒアリングについて検討した。

厚生科学審議会 第2回医薬品販売制度改正検討部会

日時：平成16年6月8日（火） 午後1時～午後4時

場所：厚生労働省第22会議室

はじめに事務局より諸外国における医薬品販売制度等の現状等について説明が行われたのち、消費者団体、および医薬品販売業のヒアリングが行われた。

消費者団体、医薬品販売業者の主な発言内容は次の通りである。

消費者（全国消費者団体連絡会、ほか、推薦）

現在、一般用医薬品販売は薬剤師が直接関わるべきである。規制緩和は反対であり、現状においては自己責任やセルフメディケーションが行われる社会情勢になっていない。

薬局（日本薬剤師会推薦）

全ての一般用医薬品の管理および販売は薬剤師が行うべきである。

一般販売業（日本チェーンドラッグストア協会推薦）

説明を要する医薬品については100%説明している。リスクに応じて、実態に即した一般用医薬品販売を行うため法改正が必要である。

薬種商（全日本薬種商協会推薦）

全ての顧客に対し質と量の違いこそあれ適格な情報提供をすべく努力している。薬種商の個人資格が必要である。

配置販売業（全国配置家庭薬協会）

新規勧誘などの営業活動で苦情も挙がっているが、そのようなことのないように徹底している。定期の研修会も充実させている。

医薬品販売業者からの発言内容は、それぞれ模範的なものであった。日本チェーンドラッグストア協会からの発言に対しても批判的な意見はなかった。

第3回目は6月23日に決定され、今後の方向性のたたき台がまとまる予定である。